川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正 する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月22日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年 川崎市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(職員の専従)

第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に 従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型 特別養護老人ホーム(第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームを いう。以下この条において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)に ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護師又は准看護師(以下「看 護職員」といい、第41条第2項(第53条において準用する場合を含む。) の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、 特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第50条 に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条に おいて同じ。)を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密 着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム(第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第8条中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第12条第7項中「又は病院」を「若しくは介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)又は病院」に改める。

第13条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。 第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に 掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること。

第23条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに 入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第35条中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第37条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上 開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹 底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を 定期的に実施すること。

第46条第9項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第6項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特別養護老人ホームにおいて身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることとすること等のため、この条例を制定するものである。